

補助金情報① ものづくり補助金の公募が早まりました！

◆ものづくり補助金の公募が開始されました！

11月14日(月)平成28年度補正 革新的なものづくり・商業・サービス開発支援補助金(以下、ものづくり補助金)公募が開始となりました。一般型で1,000万円、最大で3,000万円の補助金が支給される大型の補助金です。締め切りは、平成29年1月17日(火)当日消印有効です。

ものづくり補助金とは、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部が補助される制度です。毎年、1,000億円規模の予算で公募されるため、国内で最も有名な補助金のひとつとなっています。名称は「ものづくり」ですが、サービス業・小売業・卸売業の事業者も応募可能です。未来の新品・新サービスへの設備投資をお考えの場合は、申請をご検討下さい。

ものづくり補助金申請の際には自社で作成した事業計画を、認定支援機関に提出し、確認(署名・押印)を受ける必要があります。補助金申請の精度(採択率)を高めるためには、事業計画の作成に明るい認定支援機関の活用をオススメいたします。

◆ものづくり補助金 公募説明会には参加されましたか？

11月下旬～12月初旬にかけて各都道府県に設置される中小企業団体中央会から、ものづくり補助金に関する説明会が実施されます。ものづくり補助金はここ数年、連続して公募がありますが、毎年少しずつ内容が“変化”しています。今年の“変更点”を漏らさずに確認するために公募説明会へのご参加をオススメいたします。公募説明会の概要につきましては、各都道府県の中小企業団体中央会ホームページよりご確認ください。

なお、WAVEをご覧のタイミングで既に公募説明会が終了している場合には、組合事務局まで「ものづくり補助金の件で！」とお問い合わせ下さい。

◆ものづくり補助金 審査時における「7つの加点項目」とは？

今回の公募では、審査時に「7つの加点項目」が設定されています。

(以下、公募要領より一部抜粋します)

- ◎ 総賃金の1%賃上げ等に取組む企業
- ◎ 本事業によりTPP加盟国等への海外展開を目指す企業
- ◎ 応募申請時に有効な期間の経営革新計画の承認を受けている企業
- ◎ 小規模型に応募する小規模企業者



補助金情報② 「小規模事業者」向けの補助金です！

◆「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました！

11月4日(金)平成28年度第2次補正予算 小規模事業者持続化補助金の公募が開始となりました。持続化補助金は、小規模事業者が作成し、地域の商工会議所の確認を得た計画に対して販路開拓に取り組む費用が支援される制度で、ITを活用した取り組みを実施する事業者は重点的に支援されます。

補助額は原則50万円(補助率:補助対象経費の2/3)で、その他に従業員の賃上げ・雇用の増加を実施する事業者、買い物弱者対策・海外展開への取組みには補助上限が増額される内容となっています。締め切りは、平成29年1月27日(金)当日消印有効です。

◆「小規模事業者」って何？「ウチは小規模事業者なの？」

小規模事業者の定義は以下の通りです。(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条を準用)

卸売業・小売業	常時雇用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時雇用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時雇用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時雇用する従業員の数20人以下

補助対象となる経費には、ウェブサイトの作成やチラシ・DMの作成発送などの「広報費」、新商品の試作品や包装パッケージの試作開発などの「開発費」、展示会出展費などが含まれます。

具体的な対象事例として・・・

「新たに出前を開始したことをPRするチラシの作成、配布を実施」

「店舗の内装工事をを行い、より多くの顧客が利用できるようなレイアウト変更を実施」

今回、ものづくり補助金・小規模事業者持続化補助金の公募期間は**年末年始**を挟んでおりますので、実働日数が限られてしまいます。よって、お早目の始動をオススメいたします。リタネッツでは「申請書作成のポイントは？」「不採択になる事例は？」のご相談に**無料**で対応しております。「補助金の件で！」とお気軽にお問い合わせ下さい。



「経営革新等支援機関推進協議会」から最新情報を配信！！

リタネッツ事業協同組合 補助金情報 11月号

11月14日より
公募スタート！！

革新的ものづくり・商業・サービス 開発支援補助金について (通称:ものづくり補助金)

公募期間 平成28年11月14日(月)～平成29年1月17日(火)※当日消印有効

〈ものづくり補助金とは?〉

経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部が補助される制度です。毎年1000億円程度の予算規模で公募されるため、国内でもっとも有名な補助金の1つとされています。

補助上限額と補助率

申請類型	補助上限額			補助率
	基本額	下記aの条件を満たす場合	下記bの条件を満たす場合	
① 第四次産業革命型	3,000万円			補助対象経費の2/3以内
② 一般型	1,000万円	2,000万円	3,000万円	
③ 小規模型	500万円	1,000万円	1,500万円	

補助上限額の引上げ (一般型、小規模型のみ)

- a 雇用(維持)・5%以上の賃金引上げ計画に基づく取組みの場合
b 上記aに加え、最低賃金引上げの影響を受ける場合
※詳細は上記表をご確認ください。



リタネッツ事業協同組合 補助金担当: 櫻井 誠
TEL: 048-658-8881 FAX: 048-658-8883
〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-135

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など

「経営革新等支援機関推進協議会」から最新情報を配信！！

リタネッツ事業協同組合 補助金情報 11月号

販路拡大に取り組む費用が補助されます！！

小規模事業者持続化補助金

<持続化補助金とは？>

小規模事業者が経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用が支援されます。従業員の賃上げを実施する事業者については補助上限額が増額されるほか、ITを活用した取組を実施する事業者は重点的に支援されます。

補助上限額

補助上限額	適用条件	補助率
50万円	下記のいずれにも該当しない場合	2/3以内
100万円	賃上げ、雇用対策 海外展開、など	
200万円	熊本地震対策	
500万円	複数の事業者が 連携した共同事業	



対象事業例

- 店舗の**内装工事**をおこない、より多くの顧客が利用できるような、レイアウト変更を実施
- 新たに出前を開始したことをPRする**チラシの作成**、配布を実施
- 商品の**梱包・パッケージを刷新**し、ブランド力を向上

対象経費

- ① **機械装置費**・・・事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
- ② **広告費**・・・パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するために支払われる費用
- ③ **展示会等出展費**・・・新商品等を展示会等に出展するために要する経費
- ④ **開発費**・・・新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう経費 など



リタネッツ事業協同組合 補助金担当：櫻井 誠

TEL:048-658-8881 FAX:048-658-8883

〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-135

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など